

# 化学物質管理者の選任の義務化(1/2)



労働安全衛生規則等が改正され、2024年4月1日よりリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場ごとに「化学物質管理者」を選任し、当該事業場における化学物質の管理や教育の管理に係る技術的事項を管理させなければならないことが定められました。化学物質管理者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任する必要があります。

## ■選任要件

### ① リスクアセスメント対象物を製造している事業場

化学物質管理者講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められた者(次に示す(1)~(3)のいずれかに該当する者)から選任する必要があります。

- (1) 講習告示(厚生労働省告示第276号)が適用される2024年4月1日以前に同告示の規定により実施された講習(計12時間)を受講した者
- (2) 労働衛生コンサルタント試験に合格し(試験の区分が労働衛生工学)、登録を受けた者
- (3) 化学物質管理専門家の要件に該当する者

### ② ①以外の事業場

化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められる者から化学物質管理者を選任することとされています。①に定める者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいとされています。

## ■化学物質の管理に関する講習の内容等

科目	時間
(1) 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2.5 時間
(2) 化学物質の危険性又は有害性等の調査	3 時間
(3) 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	2 時間
(4) 化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5 時間
(5) 関係法令	1 時間
(6) 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等(実習)	3 時間

# 化学物質管理者の選任の義務化 (2/2)



## ■科目の受講免除

免除を受けることができる者	免除できる科目
有機溶剤作業主任者技能講習、 鉛作業主任者技能講習、特定化学物質 及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を 全て修了した者	・化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	・化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	・化学物質の危険性又は有害性等の調査 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の 結果に基づく措置等その他必要な記録等

## ■化学物質管理者の職務

### ①リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場

次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させます。

- (1) リスクアセスメント対象物の表示・SDS 交付等に関すること
- (2) リスクアセスメントの実施に関すること
- (3) ばく露の程度の低減措置の内容及びその実施に関すること
- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
- (5) リスクアセスメントの結果の記録の作成・保存・周知に関すること
- (6) リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関すること
- (7) (1)～(4)の事項の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること

### ②リスクアセスメント対象物を譲渡または提供を行う事業場

リスクアセスメント対象物の表示・SDS 交付等及び教育管理に係る技術的事項を管理させます。

## ■化学物質管理者を選任した場合に事業者が行うこと

- ・化学物質管理者に対し、上記の職務をなし得る権限を与える
- ・化学物質管理者の氏名を関係労働者に周知させる

ご不明点は、当社 営業担当 又は **分析担当者 杉山、佐藤（亮）**（フリーダイヤル **0120-01-2590**）まで、お気軽にお問い合わせください。

### ■事業内容■

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | ⑤アスベスト分析             |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析          |
| ③水道法第 20 条に基づく水質検査  | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析   | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

